

## 令和2年涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

令和2年6月18日（木曜日）

議事日程（第2号）

### 1. 開 議

#### 1. 議事日程の報告

#### 1. 涌谷町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

1. 同意第 1号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 2号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 3号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 4号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 5号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 6号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 7号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 8号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 9号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第10号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第11号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第12号 農業委員会委員の選任について

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 専決処分の報告について

1. 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 9号 事故繰越し繰越計算書について

1. 議案第38号 涌谷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1. 議案第39号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例

1. 議案第40号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第41号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第42号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第43号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例
1. 議案第44号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例
1. 議案第45号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第46号 令和2年度一般会計補正予算（第5号）
1. 議案第47号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
1. 議案第48号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
1. 議発第 3号 東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について
1. 議員の派遣について
1. 休 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課 兼 課長	渡辺 信明 君	総務課 参事 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課 兼 課長	高橋 貢 君	まちづくり推進課長 兼商工観光班長事務取扱	大崎 俊一 君
税務課 長	高橋 由香子 君	町民生活課 長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター 病院 事務 長	吉名 正彦 君
町民医療福祉センター 総務管理課 長	紺野 哲 君	町民医療福祉センター 福祉課 参事 兼 課長	牛渡 俊元 君
町民医療福祉センター 子育て支援室 長	木村 智香子 君	町民医療福祉センター 健康課 参事 兼 課長	浅野 孝典 君
農林振興課 参事 兼 課長 兼農業委員会事務局長	熊谷 健一 君	建設課 長 兼 建設班長事務取扱	小野 伸二 君
上下水道課 兼 課長	平 茂和 君	会計管理者 兼 会計課 長	木村 敬 君
農業委員会 会長	畑岡 茂 君	教育委員会 教育 長	佐々木 一彦 君
教育総務課 長 兼給食センター所長	熱海 潤 君	生涯学習課 長 参事 兼 課長	佐々木 健一 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(後藤洋一君) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(後藤洋一君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎涌谷町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(後藤洋一君) 日程第1、涌谷町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項及び涌谷町議会先例第51条の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

資料配付のため休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(後藤洋一君) 再開します。

涌谷町選挙管理委員会委員に、田部勝一さん、清水勲子さん、石川幸秀さん、城口貴志生さんを指名いたしま

す。

お諮りいたします。

以上の指名をもって当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田部勝一さん、清水勲子さん、石川幸秀さん、城口貴志生さんが涌谷町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、涌谷町選挙管理委員会委員補充員に、紺野芳彦さん、佐々木久美さん、久道好子さん、小野秀一さんを指名いたします。

なお、補充の順序は指名順序のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。

以上、指名人をもって当選人と定めること及びその補充員の順序にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました紺野芳彦さん、佐々木久美さん、久道好子さん、小野秀一さんが涌谷町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、補充の順序は指名の順序と決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎同意第2号から同意第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、同意第2号 農業委員会委員の選任についてから日程第12、同意第12号農業委員会委員の選任については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

ここで、畑岡 茂君の除斥を求めます。

〔農業委員会会長 畑岡 茂君除斥〕

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） おはようございます。

今日も一日よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、同意第2号から第12号までの提案理由を申し上げます。

ただいま一括上程されました同意第2号から第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となりますことに伴い、白幡利政氏、大友利明氏、畑岡 茂氏、高成貫治氏、黒澤長一氏、及川ふじ子氏、手嶋一郎氏、佐々木弘美氏、日野善勝氏、渋谷ミホ氏、湯浅輝樹氏の11名を涌谷町農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、新たな委員の任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年となるものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第2号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第5号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第6号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

同意第7号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第8号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第8号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第9号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第9号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第10号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第10号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第11号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第11号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第12号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第12号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

〔農業委員会会長 畑岡 茂君復席〕

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎報告第2号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第13、報告第2号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤積雄君） 報告第2号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例等の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

涌谷町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は14ページから27ページまで、新旧対照表は1ページから54ページまでになっております。それから、参考資料といたしまして、定例会資料4ページと5ページをお開き願います。

こちらの資料には条文ごとに改正の内容を一覧にして記載しております。

今回の改正内容につきましては、令和2年度税制改正に伴い、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しなどが主な内容となっております。

説明につきましては主要なもののみとし、そのほかは資料の一覧表をもって説明に代えさせていただきます。

それでは初めに、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応についての内容をご説明いたします。

町税条例第54条、第74条の改正になります。

近年、問題になっております所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性確保の観点から、現に所有している相続人等の申告の制度化及び使用者を所有者とみなすことができる規定を定めております。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している相続人等に対し氏名、住所など必要な事項を申告させることができることとする改正になります。また、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合に、事前に使用者に対しまして通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする改正になります。

次に、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しについての内容をご説明いたします。

町税条例第24条、第34条の改正になります。

全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親間の不公平を同時に解消するために、未婚の独り親に寡婦控除を適用いたします。また、寡婦控除の見直しとして、女性の寡婦に男性の寡夫と同じ所得制限を設け、子のある男性の寡夫控除額について子のある女性の寡婦控除額と同額とする改正内容になります。

次に、地方たばこ税の改正であります。

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについてです。

町税条例第94条の改正になります。

軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する改正になります。この改正は、令和2年10月と令和3年10月の2段階での引き上げになります。

最後に、議案書22ページをお開き願います。ページの下から5行目になります。

改正条例附則第1条ですが、施行期日の規定でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものですが、第1号から第5号に規定されているものにつきましてはそれぞれ定められた日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。



### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第14、報告第3号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） それでは、報告第3号について説明いたします。

こちらは、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、令和2年度税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げと低所得者の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げが改正点でございます。

議案書は30ページ、新旧対照表は55ページから59ページまでになります。

初めに、新旧対照表で説明いたします。

まず1点目、55ページをお開きください。

第2条第2項と第4項及び第23条第1項の課税限度額の引上げですが、医療給付費分に係る基礎課税額を現行の61万円から63万円に2万円引き上げ、介護納付金分に係る基礎課税額を現行の16万円から17万円に1万円引き上げる改正でございます。

次に、2点目は、第23条第1項第2号と第3号、軽減判定所得の引上げです。軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減で現行の28万円から28万5,000円に、2割軽減で現行の51万円から52万

円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

最後に、議案書30ページをお開き願います。

附則といたしまして、施行期日は令和2年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



#### ◎報告第4号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第15、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ7,667万3,000円を減額いたし、総額を86億2,996万1,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきまして、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び特定目的基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減いたし、財政調整基金繰入金につきましては歳入歳出の差額分を減額いたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額をいたしましたものでございます。

次に、歳出につきましては、後年度の地方債に係る償還財源といたしまして減債基金積立金を増額いたしましたほか、各種基金等の利子を積み立て、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費につきましてそれぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） おはようございます。

私からは、令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第12号）につきまして報告させていただきます。

議案書につきましては31ページ、予算書につきましては報告第4号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第12号）となります。

本専決予算につきましての内容につきましては、町長の専決処分事項の指定についてに基づきまして決定される事項でございます。会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること、会計年度末における議決済みの繰越明許費の補正をすること、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国・県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること、これらに基づきまして今回3月31日付で専決処分をした報告となっております。

説明につきましては、金額の大きい科目について行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に、60ページをお開きください。一部人件費でございます。

人件費1. 特別職でございます。欄が補正後、補正前、比較の順でございます。

今回、人数10人、給与費のうち報酬8万6,000円の減につきましては、選挙事務、統計事務、民生委員関係事務による減となっております。

61ページ、2. 一般職になります。補正後、補正前、比較の順となっております。

比較の欄の給与費のうち職員手当194万7,000円の減でございます。下段に内訳としてございますが、時間外手当161万3,000円の減は主に選挙等によるものとなっております。選挙費、災害、プレミアム商品券等に伴う時間外の減額となっております。管理職員特別手当の33万4,000円の減につきましても、同じく選挙費、災害等による減額となっております。

続いて、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。

6款1項県営圃場整備事業650万円の増額となっております。

第3表地方債補正でございます。

1. 地方債の変更、今回9事業におきまして全て減額となっております、補正前6億6,710万円から今回補正後の金額といたしまして6億5,760万円、950万円の減額となっております。

2. 地方債の廃止でございます。こちらにつきましては、民生施設災害復旧事業につきまして10万円の減でございますが、さくらんぼこども園の台風19号による土砂災害につきまして当初予定をしておりましたが、補助等の対応により今回使わなかったために廃止とさせていただくものでございます。また、同じく台風19号に生じた災害援護資金貸付金850万円についても、使用がございませんでしたので廃止をさせていただくものでございます。

歳入にまいります。12ページをお開きください。

主なもののみ説明させていただきます。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税603万7,000円の減額でございます。2項自動車重量譲与税235万円の増額となっております。

4款配当割交付金1項配当割交付金116万3,000円の減額となっております。

次のページ、6款地方消費税交付金1,592万2,000円の減額となっております。

8款自動車取得税交付金111万2,000円の増額でございます。

9款環境性能割交付金133万5,000円の減額となっております。

こちらにつきましては、いずれも確定によるものでございますが、昨年の地方税法の改正に伴いまして自動車

税の区分が変えられております。今回、その景気上の販売に伴う重量税の改正にリンクするものですから、景気により左右されたものとなっております。また、地方消費税交付金の減額されたものにつきましては、昨年10月に行われました消費税10%の引上げに伴いまして、地方消費税の減額に伴って減額されたものとなっております。

次のページをご覧ください。

11款地方交付税、特別交付税1億6,193万7,000円の増額となっております。

15款国庫支出金2項国庫補助金の金額でございます。次のページになります。

総務費国庫補助金、プレミアム商品券事務費補助金1,414万2,000円の減、プレミアム商品券事業費補助金1,668万2,000円の減額となっております。昨年、消費税の増額に併せましてプレミアム商品券といたしまして、低所得者、住民税非課税者、子育て世帯に対して2割増商品券の購入が行われたところがございますが、今回思ったより数字が伸びませんで、こちらの数字となり、今回減額をさせていただいたものでございます。

2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金1,262万8,000円の減でございますが、こちらは歳出にもございますが、県費でもございます、涌谷第一小学校脇に今回建築をいたしました子ども・子育て支援施設の学童クラブの整備交付金の確定による減額となっております。

次のページをご覧ください。

16款県支出金でございます。県補助金の14、災害救助費負担金のうちの住宅応急修理負担金7,735万円の減額につきましては、実績に伴いまして、台風19号による応急修理負担金の確定により減額をさせていただくものでございます。同じく災害救助費負担金3,851万2,000円の増額となっております。

続きまして、26ページをご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金、財政調整基金繰入金でございます。6,813万5,000円の減額となっております。財源調整となっております。

続いて、次のページ、22款町債につきましては、先ほど説明させていただきましたので、減額となりで省略させていただきます。

続いて、歳出に入らせていただきます。32ページをご覧ください。

2款4目財産管理費、委託料135万2,000円につきましては、健康文化複合温泉施設カーボンマネジメントの確定に伴いまして減額をさせていただくものでございます。5目企画費、その下の細目7のプレミアム商品券事業費3,081万1,000円の減でございますが、先ほど申し上げました10月1日に発行されましたプレミアム商品券の確定に伴いまして減額をさせていただくものとなっております。

続きまして、34ページになります。

12目財政調整基金費、基金管理経費でございますが、積立金231万4,000円でございます。先ほどの財源調整に伴います減額と併せまして、専決後の財政調整基金の残高におきましては6億2,601万8,000円となっております。同じく10番、減債基金費でございます。積立額1億73万円でございます。同じく専決後の減債基金残高におきましては5億7,591万円となっております。

4項選挙費でございます。参議院議員選挙費、宮城県議会議員選挙費につきましては、いずれも確定による減額となっております。

続いて、40ページに移らせていただきます。40ページでございます。

2項児童福祉費、児童手当支給経費731万円の減額については、こちらも確定による減額となっております。

42ページでございます。

4目児童館費、児童館施設整備費2,097万5,000円の減額につきましては、先ほど申しあげました学童クラブの建築費の確定による減額となっております。

続いて、44ページになります。

3項災害救助費、災害救助経費7,330万6,000円の減額となっております。こちらにつきまして、大きなものとして、被災農家等営農再開緊急対策事業補助金307万8,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金317万6,000円につきましては、台風19号による被災農家への補助交付金でございましたが、事業確定が見込めないために減額するとともに一部繰越しをさせていただいているところでございます。

続いて、46ページでございます。

6款農林水産業費17目水田農業構造改革対策事業費でございます。798万円の減額となっております。大きなものとして、被災農家等営農再開緊急対策事業補助金307万8,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金317万6,000円につきましては、台風19号による被災農家への補助交付金でございましたが、事業確定が見込めないために減額するとともに一部繰越しをさせていただいているところでございます。

以上、説明は大きなところの説明という形で終わらせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時17分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。



### ◎報告第5号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第16、報告第5号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,037万6,000円を増額し、総額を21億6,373万6,000円にいたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、直営診療施設の保健事業等が国の特別調整交付金として認められたため、国保病院会計

繰出金を増額したものでございます。また、歳入歳出差引額を財政調整基金に積み立てたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、報告第5号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

一般会計と同様、3月31日付、専決処分の報告となります。

それでは、予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項8目災害臨時特例補助金66万円の増額につきましては、台風19号による保険料の減免、一部負担金の免除に対して10分の2の助成による決定を受けたものでございます。残り10分の8は特別調整交付金で交付されるものでございます。

4款2項1目1節普通交付金2,091万6,000円の減額につきましては、給付実績に基づく交付金の決定によるものでございます。平成30年から県単位化による事業会計となり、県からの決定通知によるものでございます。

2節特別交付金1億124万1,000円の増額につきましては、交付決定に伴うもので、内訳でございますが、細節1保険者努力支援交付金160万円の減額は、医療費適正化への取組など保険者機能の強化を促す観点から客観的な指標に基づき点数化される交付金が減額されたというところでございます。当初予算に届かないといえますか、当初予算と比べて160万円ほどの減額決定を受けたというところでございます。細節2特別調整交付金9,751万4,000円の増額につきましては、直営診療施設事業や保険者の経営努力分などの決定により増額によるものでございます。細節3県繰入交付金532万7,000円の増額につきましては、細節1の保険者努力支援分を補完する県の交付金として決定を受け、増額するものでございます。

5款1項1目1節基金利子2万1,000円の増額は、実績によるものでございます。

6款1項1目3節助産費等繰入金140万円の減額につきましては、出産育児一時金として当初は20件を予定し、ただし補正で現計予算は8件に調整をいたしたところではございましたが、最終的な実績は残念ながら3件の実績に伴い、5件の減額となるものでございます。

8款3項3目2節過年度収入77万円の増額につきましては、平成30年度の特設健診等実績確定による精算交付金となります。

次に、歳出になります。10ページ、11ページをお願いします。

歳出2款、3款、6款につきましては、国・県支出金の決定によりまず一般財源との組替えを行ったものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。

7款1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金利子など7,046万8,000円を積み立てたものでございます。積み立て後の令和元年度末基金残高につきましては5億8,428万9,000円となるものでございます。

8款2項1目直営診療施設勘定繰出金990万8,000円の増額につきましては、特別調整交付金において直営診療施設として算入された交付金分を病院事業会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第17、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,036万5,000円を増額し、総額を18億7,683万7,000円にしたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、国・県支出金等の確定に伴い、基金積立金を増額したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願います。健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、報告第6号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

介護保険事業会計につきましても3月31日付で専決処分したものの報告でございます。

それでは、予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目介護給付費負担金4,415万9,000円の増額、次、2項1目調整交付金238万7,000円の減額、2目地域支援事業交付金392万3,000円の増額までにつきましては、それぞれ負担金、交付金の交付決定を受け、補正措置を行ったものでございます。4目災害臨時特例補助金59万3,000円の増額につきましては、台風19号の被災により介護保険利用料の免除及び介護保険料の減免による補助金でございまして、利用者負担は14名の免除、介護保険料は182名の減額額、それぞれ10分の2が交付された補助金でございます。残りの10分の8につきましては、国保同様、特別調整交付金で交付されることによるものでございます。

4款2項1目地域支援事業交付金2,000円の減額も交付決定に伴うものでございます。

6款1項2目利子及び配当金1万1,000円の増額は、利子の確定によるものでございます。

7款1項、次のページ、8ページ、9ページになります、4目低所得者保険料軽減繰入金3万9,000円の減額

は、令和元年10月に消費税が改正となり、その改正により所得段階の第1段階から第3段階までの介護保険料軽減基準が拡大されましたが、今回、軽減額の確定により減額補正を行ったものでございます。2項基金繰入金577万6,000円の減額につきましては、国庫支出金、県支出金の決定を受け、財源調整を行ったものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 次の諸収入でございます。④の長寿健康増進事業交付金11万7,000円の減額でございますが、認知症リスク調査事業の事業費の確定による減額になります。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。

歳出の2款及び5款につきましては、国・県支出金の決定等に伴い、一般財源との財源組替えを行ったものでございます。

4款1項1目介護保険給付費基金積立金4,036万5,000円の増額につきましては、基金利子額と国・県交付金等の決定に伴い、積立てを増額いたしましたものでございます。補正後、令和元年度末の基金積立金残高につきましては1億4,193万8,770円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第6号は終了いたしました。

---

◇

◎報告第7号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第18、報告第7号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定による収益的収入、資本金収入及び資本金支出を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、報告第7号 令和元年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として保健事業や臨床検査システム整備に対する国保特別調整交付金が令和2年3月30日付で変更交付決定されましたので、専決処分できる指定の範囲内として補正したものでございます。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に741万5,000円を増額したものでございます。

第3条におきましては、予算第4条に定めた資本的収入につきまして、3項企業債を320万円減額し、8項他会計補助金に300万円を増額、合わせて20万円の減額としたものでございます。

資本的支出としましては1項建設改良費を14万4,000円減額、第4条におきましては予算第5条で定めた企業債の限度額を医療機器整備事業で300万円、建物附帯設備整備事業で20万円それぞれ減額し、医療機器整備を1,140万円、附帯設備整備を420万円に改めたものでございます。

第5条におきましては、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける金額を400万円から1,390万8,000円に改めたものでございます。

予算書の4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入の補正です。

1款2項2目2節補助金ですが、国保会計から交付されます国保特別調整交付金とその他補助金等の決定によりまして、合わせて741万5,000円を増額いたしましたものでございます。内訳としましては、国保特別調整交付金では医師確保支援に要した費用、救急患者受入れ体制支援に対する助成などでございます。

次に、資本的収入の補正ですが、下の項目、3款8項から説明いたしますが、8項1目1節国保会計補助金につきましては、国保特別調整交付金として診療施設システムの更新に対する交付金として300万円増額補正したものでございます。上の項目、3項1目1節企業債収入ですが、ただいまの8項補助金の増額に伴い300万円を減額したものでございます。建設附帯設備整備事業20万円の減額は、事業完了に伴うものでございます。

続いて、支出4款1項5目1節その他建設改良費についてですが、給水管更新工事等の完了に伴う減額というところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。



◎報告第8号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第19、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいております訴訟経費外15事業の繰越明許費総額10億8,265万8,000円を令和2年度に繰越いたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま町長の提案理由にもありましたように、令和元年度の議会においてお認めいただきました16事業におきまして、令和2年度へ総額10億8,265万8,000円を繰越しさせていただきましたので、報告させていただくものでございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源325万円、未収入特定財源10億2,494万2,000円、一般財源5,446万6,000円となります。

主な事業の内容でございますが、2款総務費1項総務管理費、インバウンド対応設備改修事業につきまして、こちらはろまん館のトイレ改修を予定しておりまして、コロナの関係で物が入らないために繰越しをさせていただいたものでございます。

3款民生費2項児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対策事業、こちらについては新型コロナウイルス感染症の対応といたしまして、保育所等への備品購入等を図ろうとして今回繰越しをさせていただいたものでございます。民生費災害救助費でございます。こちらはそれぞれ項目でございます被災住宅解体、稲わら、土砂それぞれの項目について、台風19号で発生した事業をそれぞれ繰越しをさせていただくものでございます。

6款農林水産業費1農業費、県営圃場整備事業につきまして、こちらは鹿飼沼、名鱈、出来川等について、県営圃場事業について繰越しをさせていただくものでございます。同じく基幹水利施設管理事業につきましては、小里、大谷地などの機場の繰越し事業について繰越しさせていただくものとなっております。

下がりまして、8款2項土木費2道路橋梁費、道路新設改良工事でございますが、こちらについては町道大谷地線の工事になりますが、今回繰越しをさせていただくものとなっております。

11款1項農業施設災害復旧事業につきましては、ため池等の事業に関する被災復旧についての事業を繰越しさせていただくものとなっております。下段の林道災害復旧事業につきましては、林道長坂線等の事業について繰越しをさせていただいたものでございます。その下の公共土木施設災害復旧事業補助につきましては、猪岡短台、町道平沢線の道路工事等について繰越しをさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。

---

◇

◎報告第9号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第20、報告第9号 事故繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、県営圃場整備事業について、年度内の完了に向けて事業を進めておりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しとして総額2,381万1,000円を令和2年度に繰越しいたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、報告第9号 事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書につきましては43ページとなります。

ただいま町長の提案理由にございましたが、これまで議会におきまして繰越しをお認めいただいておりますが、県営圃場整備事業3地区、鹿飼、名鱒、出来川につきまして、今回地区内の湧水対策事業計画の策定変更により年度内の事業完了が困難となりましたことにより繰越しをさせていただくものでございます。

総額といたしましては2,381万1,000円を事故繰越しさせていただくものでございます。

財源といたしましては、未収入特定財源が2,190万円、一般財源が191万1,000円となります。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第21、議案第38号 涌谷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤積雄君） 議案第38号の提案の理由を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書44ページ、新旧対照表につきましては60ページでございます。

議案第38号 涌谷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し述べましたが、昨年12月に施行されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の中で、本条例で引用しておりました行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の改正があり、それに伴い一部改正をするものでございます。

新旧対照表60ページをご覧くださいと思います。

条例第6条第2項で引用しておりました「行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と法律名が改正されるとともに、引用条項に条ずれが生じたことから今回整理するものでございます。

議案書44ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 涌谷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 涌谷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されまし

た。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第22、議案第39号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第39号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられたことに伴い、涌谷町町税条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） それでは、涌谷町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は45ページから46ページまで、新旧対照表は61ページから64ページまでになります。

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うものです。

初めに、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表61ページをお開き願います。

第10条、固定資産税の課税標準の特例の読替え規定になります。

法附則第61条については、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を規定しております。

第62条については、中小事業者に対して生産性向上に向けた先端設備投資支援のため、特例の適用対象に一定の家屋及び構築物を加える規定になります。

第10条の2第27項については、法附則第62条の我が町特例の特例率をゼロと規定するものです。

第15条の2、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の期間を令和3年3月31日まで6月延長するものです。

第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合について、徴収猶予の特例を定めるものです。

新旧対照表62ページ、第2条による改正になります。

第10条の読替え規定ですが、法律の条ずれにより第1条改正の法附則第61条が第63条へ、第62条が第64への読替えになっております。

第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例になります。新型コロナウイルス感染症等の影響で中止になった入場料の払戻し請求権を放棄した場合に寄附金控除の対象とする特例になります。

第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金など、特別税額控除の特例になります。住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和16年度まで延長する特例になります。

最後に、議案書46ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第23、議案第40号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第40号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年台風第19号により被災されました町税等の納税義務者に対し税額等を減免する条例を昨年制定し、減免を行いました。今回、令和2年度に課する国民健康保険税及び介護保険料の一部について、国からの財政支援が延長されましたので、令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） それでは、令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税条例等の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は47ページ、新旧対照表は65ページから68ページまでになります。

今回、国民健康保険税及び介護保険料の減免について、国の財政支援が令和2年9月分まで延長されたことに伴う改正になります。減免を行った全額が国の特別調整交付金などで補填されます。

初めに、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表65ページをお開きいただきます。

第4条、国民健康保険税の減免については、第1項から第3項までの規定中、税額2を税額（令和元年度末に資格を取得したこと等により令和2年4月以降に納期限が到来するものを含む）及び令和2年度に課する当該年度分の国民健康保険税額（令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額に限る）に改めるものです。

67ページ、第5条、介護保険料の減免については、第1項から第3項までの規定中、「納付未到来分を納付未到来分（令和元年度末に資格を取得したこと等により令和2年4月以降に納期限が到来するものを含む）の保険料額及び令和2年度に課する当該年度分の保険料のうち令和2年4月1日から9月30日までの納期到来分」に改めるものです。

最後に、議案書47ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第24、議案第41号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第41号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域再生法に規定する認定地域再生計画において、記載された地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除等の適用期間を2年間延長する条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○**税務課長（高橋由香子君）** 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は48ページ、新旧対照表は69ページになります。

地方再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、県知事の認定を受けた事業者に対し固定資産税の不均一課税を適用するための条例を昨年制定いたしました。県の地域再生計画の承認期間が2年間延長されたことにより、適用期間を2年間延長するものです。

新旧対照表69ページをお開き願います。

第2条中、平成32年3月31日を令和4年3月31日に改めるものです。

最後に、議案書48ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○**議長（後藤洋一君）** これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○**議長（後藤洋一君）** 再開します。

---

◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第25、議案第42号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、令和2年度分の国民健康保険税の被保険者均等割額の特例を定める条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は49ページ、新旧対照表は70ページになります。

先ほど町長の提案理由にありましたように、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響を及ぼしていることを踏まえ、町独自の支援策といたしまして、令和2年度分の国民健康保険税医療分の被保険者均等割額を1万7,000円から7,000円を軽減し1万円とするものです。

なお、この均等割額の軽減の実施により第32条第1号アから第3号アまでの7割軽減、5割軽減、2割軽減の各均等割額についてもそれぞれ引き下げるものです。

新旧対照表70ページをお開きください。

附則第17項、第4条に係る令和2年度分の国民健康保険税の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万7,000円を1万円とする。

第23条第1号ア、7割軽減とする額は1万1,900円を7,000円とし、軽減後の実負担額は3,000円になります。

第23条第2号ア、5割軽減とする額は8,500円を5,000円とし、軽減後の実負担額は5,000円になります。

第23条第3号ア、2割軽減とする額は3,400円を2,000円とし、軽減後の実負担額は8,000円になります。

今回の条例改正による影響額についてですが、国民健康保険税の減収分として2,057万1,000円、国・県基盤安定負担金等で1,070万6,000円の減、合わせまして3,127万7,000円につきまして基金を取り崩して対応いたします。

最後に、議案書49ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第17項の規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。6番。

○6番（稲葉 定君） この減免幅については、この間の所管事務調査において担当課の考えは何だったんですけれども、私、常々この間から、もう少し減免幅を大きくしたらどうかと、全協とかいろいろところで申し上げたんですけれども、町長はこういった減免幅でいいとお考えなのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件に関しましては、昨日お話ししたかと思いますが、国の減免措置というのもの

ございました。あえてそれに重ねて涌谷町独自の減免の措置をしたものでございます。そういった中で、もう少し減免幅を大きくしたらどうかということもございますけれども、減免幅というのはもちろんいかようにも決めることができるんですけれども、コロナというのはもしかしたら来年もこのような状況が続いているのではないかとこともございます。そういったときに、今それをやってしまうと今後大変ということで、国保の減免をやろうとしているのは、今日現在聞いた範囲では、私どもとそれから私どもよりも圧倒的に財調基金の高い隣の美里町の2町でございます。そういった中で、なぜこの点について踏み込まない自治体が多いのかなと私なりに分析しておりますけれども、今、涌谷町においてもそうですけれども、高額医療の患者さんが増えてきております。その部分で非常に不透明な部分が国保会計の中に存在しておりますし、そういったような動きも非常に怖いなという感じもしておりますので、今回はこのような措置にさせていただきました。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 将来というか、今後の国保運営について心配だからということだと思うんですけれども、私はコロナが何年続くか分からないということ、不透明なことは十分いろいろな報道によっても分かりますけれども、やはり一番、国保の場合は自営業者ですから、一番つらいのは今年だと思うんです。今年所得が下がれば来年所得割が下がる、来年は保険税そのものが下がるわけです、その自営業者は。そういった仕組み上からも、今年、来月から賦課するわけなんですけれども、今年税負担を軽くすることが物すごく大事じゃないか、そう考えてそういうふうに申し上げたんですけれども、この辺はいかがお考えなのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） コロナによって甚大な被害を受けた方は、国策によってその部分はカバーされております。そして、今回私たちが目指したのは、被保険者の方々に対しても同じく、千差万別はあるかと思いますが、何らかの影響があるのではないのかなということでのこのような措置をとったものでございます。そして、町民の皆様にとっては国保というのは非常にその影響というのが、加入者が少のうございますから、そのほかに社保とかそういったような方々に対してのバランスを考えますと、やはり今はこの状態にしておくのがいいのかなと、そのように判断しました。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 当然社会保険の方にはこの国保に関しては言ってみれば関係ないということになってしまいうんですけれども、町ができるというか、財政上できるのは国保しかない。普通の一般会計の財調から切り崩して町民に何かできるということは、今ほとんどできかねると思います。だから何度も申しますように国保に特化してしまうんですけれども、できないということであれば仕方ないですけども、ということで申し上げておきます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 詳しい事情というものは担当課にお任せするところでございますが、国保というのは、質問者ご案内のように、決して立場上、財政上、裕福な方ばかりではございません。そういったようなときに、本当に困っているときに、町としてこの厳しい財政状況の中で、そのときになって何もしてやれないのかなということを考えますと、特に弱いなと私は思っておりますけれども、そういった方に第2弾、第3弾のときに、そのときこそ何もできないというのは私としては納得できませんので、そういったような長期戦ということ

考えますと今はこの措置ということでご理解いただきたいと思っております。何か担当であれば。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「議長」の声あり）

最初8番、反対ですか、賛成ですか。（「賛成です」の声あり）

6番。（「賛成討論です」の声あり）

それでは、8番、賛成討論をお願いします。

○8番（久 勉君） 今回のコロナによって収入が著しく減少する方、あるいはパートさんみたいな方で職を失う方も出てくるんじゃないかと言われております。現実に出ているところもあると思えますけれども、それはそれとして、町民の生活に一番密着している、例えば水道料金であれ、今回の国保税であれ、町民の方々の生活を見据えて手だてをすることは、やはり町として大切なことだと思います。

下げ幅でどうかという問題は、今6番議員からありましたけれども、それは私はちょっとカンフル剤みたいなところもあるのかなと見ています。例えば、元年度末の税金の未収額を見ますと町税で現年度分、過年度分を合わせて町税で1,884万円、固定資産税で5,551万8,000円、軽自動車税で454万円、これの合計が7,890万円、ところが国保税の未収額は現年度分、過年度分合わせて8,100万円、いかに国保税が町民の方にとって重い負担となっているのかというのは、これは過去ずっと数字を見てもやはり国保税が一番滞納額が多いわけです。そのことはやはりかなりの負担になっている、低所得者層への負担になっている。

今回、影響額で基金と合わせて3,127万円ということは、さきの専決処分では3月末の基金が5億8,400万円、そのうちの3,100万円を今回取り崩してこれに充てるということですがけれども、賦課はまた来月から始まるわけですから、賦課が始まって収納状況を見ないと分からないわけですがけれども、やはりその収納状況を今年度きちんと見ていただいて、第1段階としてここまでですけれども、仕事を失った方あるいは商売で減収した方の影響というのはこれから出てくると思われま。そういった方々の状態をきちんと把握しておいて、次年度の予算というんですか、手だてというのを考えていただきたいと思えます。

一番早い手だて、県内でも美里と涌谷ということですから、そういったことでは他町村より先駆けてこれに手をつけるということに賛意を表します。以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 先ほど質問させていただきましたけれども、国保の税額減免を打ち出したことについては私は高く評価しております。敬意も表したいと思えます。ただ、賛成はいたしますが、意見を申し述べさせていただきます。

今回のコロナに対する対策は様々ございますが、涌谷町独自の施策は非常に厳しい財政状況の中では難しいなど理解はしております。しかし、国保会計に関しては、国保の基金がございます。事務方は将来の保険料の激変緩和に使うんだということを伺いましたけれども、それは正論ではございますが、それに固執すると現在の姿が見えなくなってしまうということで、現在の生活を維持して将来があるんだということをもう一回考え直していただきたいと思えます。

コロナの自粛と財政再建の緊縮とで町民は疲れ切っていると思うんです。他の市町村と違う事情が涌谷町にはあるわけで、財政再建絡みで各種料金が上がり、収入が落ち込み、二重苦、三重苦の状態になっております。

これは給与所得者には理解しづらい状況でもあると思うのでございます。国保の税賦課は、先ほども申しましたけれども、前年の所得が大きく左右するもので、翌年に現金が残っていないこともよくあることで、私もずっと自営業者でございますので、身にしみて分かっております。公平の観点から所得割を減免するということは難しいと思います。しかし、均等割を減免することはできると思います。国保加入者に限ることではございますが、思い切った減免が必要だったのではと思います。これが少しでも町民に元気を与えるきっかけになるのではないかと思います。堅実な町長の考えはよく分かりますけれども、今回のことは政治主導でないとなかなか実現できないので、もう少しリーダーシップが欲しかったなと私は思いました。

ということで、賛成討論でございます。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第42号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第26、議案第43号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症による国内の感染拡大防止のため、労働者が感染した場合、休みやすい環境を整備することが重要であることから、国民健康保険被保険者である被用者のうち療養のため労務に服することができない方に対し傷病手当を支給するに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第43号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書50ページとなりますが、説明は新旧対照表で説明をいたします。

初めに、今回の改正は、ただいま町長のご発言のとおり、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、労働者が感染した場合に休みやすい環境整備することを目的とし、支給される傷病手当金に対しても国からの財政支援が100%受けられることから、県下全市町村においても保険者の任意給付とされる傷病手当金を支給する整備が進められ、当町におきましても今回国保条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表71ページになります。

第4章、保険給付に、第6条の6、第6条の7を追加するものでございます。

第6条の6は、支給要件を定めるもので、対象者としては新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない者とし、支給期間につきましては労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間と定めるものでございます。

72ページになります。

同条2項については、支給額の基準を定めたもので、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2を日額基準とするものでございます。また、日額基準の限度額は、健康保険法でも定めております標準報酬月額等級の最高等級の30分の1に相当する金額で、現在につきましては3万887円とされているところでございます。

同条3項につきましては、支給期間の限度を定めるもので、入院等が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6か月までとするものでございます。

第6条の7につきましては、支給要件の特例を定めたもので、事業主から給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては傷病手当金の支給はいたしません。ただし、事業主からの支給額が計算されます支給基準額より少ないときはその差額を支給することを定めるものでございます。

議案書51ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第6条の6及び第6条の7の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用することとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第27、議案第44号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日に施行された介護保険法施行令等の一部改正により低所得者の介護保険料が軽減強化されたことに伴い、令和2年度の保険料率を定める改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は52ページ、新旧対照表は73ページになります。

説明につきましては定例会資料で行いますので、定例会資料の6ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、昨年、消費税率の引上げによる経済的影響を平準化するため、令和元年度に引き続き令和2年度におきましても低所得者の介護保険料の軽減強化を実施するものでございます。

保険料率の区分は、資料の表のとおり、所得額の低いほうから順に第1段階から第9段階に区分されております。基準額は第5段階で、保険料率は7万2,000円となっております。

今回改正するのは、世帯全員が非課税の第1段階、第2段階及び第3段階の保険料率となります。

まず第1段階につきましては、基準額に対する割合を現行の0.375から0.3に改正し、保険料率を2万7,000円から2万1,600円に引き下げます。

次に、第2段階につきましては、基準額に対する割合を現行の0.625から0.5に改正し、保険料率を4万5,000円から3万6,000円に引き下げます。

次に、第3段階につきましては、基準額に対する割合を現行の0.725から0.7に改正し、保険料率を5万2,200円から5万400円に引き下げます。

なお、軽減分の補填につきましては、国・県、町からの繰入れとなります。

最後に、議案書52ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第28、議案第45号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に当たり、保険者である宮城県後期高齢者医療広域連合において条例を整備することに伴い、当町において申請の受け付け事務を行うことができるよう所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第45号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国民健康保険同様、後期高齢者医療につきましても、ただいま提案理由でお話ししたとおり、傷病手当金を支給するに当たり、保険者であります県の広域連合において傷病手当金の支給が可能となるよう条例を整備し、当町におきましては申請の受け付け事務が行われるよう条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表74ページ、最後のページとなります。

町において行う事務、条例の第2条中8号、広域連合条例附則第7項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを追加する条例に改正するものでございます。傷病手当金の支給内容等につきましては、国民健康保険と同様の扱いとなるものでございます。

議案書53ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第29、議案第46号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,321万9,000円を増額し、総額を88億6,281万3,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国・県支出金におきまして、補助内示等によりそれぞれ増減いたすほか、諸収入におきましては新たにコミュニティ助成事業助成金を計上いたすものでございます。町債につきましては、今回の歳出補正に伴い地方債を増減いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴い、それぞれ組替え等の措置をいたすものでございます。

議会費におきましては、財政再建計画推進のため、さきの議会で条例改正のありました議員皆様の報酬減額に伴い減額いたすものでございます。

総務費におきましては、未利用の町有地売却に係る経費を計上いたすほか、宝くじ助成事業であるコミュニティ助成事業助成金を増額いたし、自治会活動を支援してまいります。

民生費におきましては、国民健康保険特別会計への繰り出しにつきまして、新型コロナウイルス感染症に係る支援として実施いたします国民健康保険税の軽減に伴い、国・県、町負担分を減額いたすものでございます。介護保険特別会計への繰り出しにつきましては、人事異動により増額いたそうとするものでございます。

衛生費におきましては、東日本大震災に係る東京電力福島原子力発電所事故で生じた農林業系汚染廃棄物であります牧草と稲わらの処理を進めるための測定に係る経費について措置いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、担い手確保・経営強化支援事業補助金等の県補助金を活用し、基幹産業である農業の収益力強化と担い手の経営発展を推進するものでございます。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う招致イベントの中止による減額をいたすほか、長寿社会づくりソフト事業費補助金の交付決定に伴い、地域イベントへの補助金を措置いたすものでございます。

土木費におきましては、近年増加傾向にあります自然災害対策として、水路に堆積している土砂掘削を行い、水害の減災を図り、町道改良事業につきましては国庫補助事業補助金の内示に伴い減額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、学校再開に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する経費を増額いたし、安全で安心な学習環境づくりに努めてまいります。また、昨年、黄金山産金遺跡が日本遺産として認定され、関連5市町と共に「みちのくGOLD浪漫」を掲げているところでございますが、構成文化財に多言語対応の案内板を設置いたし、グローバルな黄金観光交流ルートとして確立していくものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） それでは、総務課長から順次説明願います。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第46号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）でございます。

補正予算書の42ページ、43ページをお開き願います。

まず、人件費から説明いたします。

42ページ、給与費明細書、1. 特別職でございます。

この表の下、比較のところを見ていただきたいと思います。議員の欄で報酬191万1,000円、期末手当で60万4,000円、共済費で55万2,000円、合計で306万7,000円の減につきましては、本年の1月会議におきまして議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正がありましたことから、議員さん方の報酬等を減ずるものでございます。

次に、その他特別職で11名の増につきましては、教育総務費におきまして特別支援連携協議会の設立に伴う委員4名及び文化財保護経費におきまして文化財保存活用地域計画策定協議会委員7名の増によるものでございまして、報酬で12万5,000円の増となるものでございます。

続きまして、43ページ、一般職（1）総括でございます。ここでは正職員と会計年度職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、44ページ、45ページで説明いたします。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、町長の提案理由にありましたが、内容といたしましては4月の人事異動によるものでございます。比較の欄でございますが、職員数で5名の減となっておりますが、当初予定しておりました職員採用で1名減のほか、中途退職や会計間の異動により減となったものでございます。これに伴いまして、給料で844万円の減、職員手当で60万2,000円の減、共済費におきまして173万7,000円の減となり、4月の人事異動後の年間見込額を措置するものでございます。

次のページ、イの会計年度任用職員に係るものでございます。比較の欄で職員数1名の増となっておりますが、道路維持補修費及び文化財保護経費でそれぞれ新たに1名を任用するほか、4月以降の任用変更により1名増となったものでございまして、これに伴い給与費の報酬で82万4,000円、職員手当で58万7,000円の増、共済費では2万5,000円の減となるものでございます。

一番下の表（2）その他の退職手当負担金で19万2,000円の減につきましては、正職員の人事異動で50万9,000円の減、会計年度任用職員に係るもので31万7,000円の増となりましたことから、合わせて19万2,000円の減となるものでございます。

4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） では、第2表債務負担行為に入らせていただきます。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1. 債務負担行為の追加、コロナ感染拡大防止の影響を受けまして、低迷する農家への支援策といたしまして、令和3年度から令和7年度までJAが貸付いたします涌谷町感染症対策農畜産業支援資金に対する利子補給に対しまして、支払利息のうち0.5%に相当する額を利子補給とするものでございます。

続いて、第3表、地方債補正でございます。

1. 地方債の追加、今回の橋梁整備事業1,740万円につきましては、これまで2の地方債の変更であります道路整備事業と一緒にされていたものでございますが、今回分けられることになりまして、新たに区分が分けられ、道路整備事業として計上するものでございます。なお、道路整備事業につきましては、今回の分けられたほかに減額という形で減額を要するものとなっております。緊急しゅんせつ推進事業でございます1,200万円につきましては、新塘下川ほか河川のしゅんせつを行うために今回追加するものでございます。

2. 地方債の変更につきましては、ただいま申し上げましたように、道路整備事業債として橋梁整備事業として分けられたほか、減額をされ、3,800万円が減額されるものとなっております。

それでは、歳入に移ります。8ページ、9ページをお開きください。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、歳入でございます。

16款1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金90万3,000円の減につきましては、議案第42号でご可決をいただきました国民健康保険税の医療分の均等割額の軽減に伴います国庫負担金の基盤安定負担金、保険者支援分の負担率2分の1の影響額の減額補正となるものでございます。

○町民生活課長（今野優子君） 2項1目1節個人番号カード交付関連事務補助金835万3,000円の増額につきましては、歳出にも同額を計上しておりますが、個人番号カード関連事務を委任しております地方公共団体情報システム機構への負担金になります。国庫補助率は10分の10でございます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） ⑩子ども・子育て支援事業費補助金54万3,000円の増額でございますが、歳出でご説明いたします児童手当支給経費に対する補助金で、補助率は対象経費の3分の2でございます。終わります。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 5目1項④社会資本整備総合交付金6,232万4,000円の減額並びに⑥道路メンテナンス事業費補助金3,580万4,000円の増額ですが、国の内示がありまして、道路改良事業に係る補助金の減額と、今年度より橋梁の整備及び点検等に係る事業につきましては事業名称が変更になりまして、新たに⑥といたしまして道路メンテナンス事業費補助金として追加増額をするものでございます。

なお、補助率につきましては、社総交につきましては52.75%と、⑥道路メンテナンス事業につきましては57.75%で見込んでおります。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海潤君） 7目1節⑥学校保健特別対策事業費補助金17万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の臨時休業から再開を支援することを目的に補助されるもので、補助対象経費は当町の5月1日現在の児童生徒数1,012人に1人当たり340円を乗じた34万4,080円の2分の1となる17万2,000円を計上するものでございます。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 5節①文化財保存活用計画作成事業費補助金で100万円の増額ですが、会計年度任用職員の期末手当は補助対象外となりますが、その他につきましては10分の10の補助金となっております。②東北観光復興対策交付金で226万円の増額ですが、事業内容は歳出でご説明いたしますが、事業費の

80%が交付されるもので、残額の20%については震災復興特別交付税で措置されるものでございます。

終わります。

○**町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君）** 17款1項1目5節①国民健康保険基盤安定負担金712万6,000円の減額につきましても、国保税均等割の軽減に伴い、県負担金として、保険者支援分については4分の1、税軽減分は4分の3として712万6,000円の減額補正となるものでございます。

○**町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君）** 次のページをお開きください。

障害者福祉費負担金になります。⑩の障害児施設給付費負担金11万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による支援学校の休校に伴う放課後デイサービスの利用増に対する県からの負担金になります。全額県の負担となります。終わります。

○**農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君）** 次の10ページ、11ページをお願いします。

2項県補助金4目②農業経営力向上支援事業補助金40万円の減額ですが、これは法人化した組織に対し1法人当たり40万円を交付する事業となります。補助金の交付方法が町を経由しないで県から直接対象の法人に交付されるようになったため、減額するものでございます。

次に、⑳担い手確保経営強化支援事業補助金3,692万円の増額ですが、補助金の内示を受け、お願いするものでございます。事業内容ですが、今回、西地区1経営体と箕岳地区2経営体、合わせて3経営体が対象となります。乾燥機、コンバイン、トラクターなどの機械導入で総事業費8,122万8,000円、補助率2分の1以内となるものでございます。

次に、㉑強い農業担い手づくり総合支援交付金284万7,000円の増額ですが、事業内容はこちらも機械導入で、今回、西地区2経営体、箕岳地区2経営体、計4経営体が対象となり、色彩選別機、農薬散布用ドローンなどの導入となります。総事業費は996万7,000円、補助率10分の3以内となるものでございます。終わります。

○**教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君）** 8目1節④学び支援コーディネーター等配置事業補助金2万2,000円の減額は、内示に合わせた減額となります。⑥切れ目ない支援体制整備充実事業補助金1万4,000円については、歳出の事務局経費特別支援連携協議会の委員報酬などに対する補助として、5月に宮城県教育長から交付内定の通知があったことから今回計上させていただくものです。補助率は3分の1となります。

○**建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君）** 3項4目2節①河川維持業務委託金6万4,000円の増額ですが、宮城県から田尻川の除草業務に係る委託金で、増額内示によるものです。終わります。

○**教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君）** 6目1節⑤スクールソーシャルワーカー活用事業委託金1,000円の増額は、内示額の確定による増額となります。⑧オリ・パラ事業委託金はスポーツ庁の委託事業で、略しておりますが、正式にはオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業という事業で、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を教育活動に活用し、児童生徒の育成に役立たせるものとなっております。事業内容については歳出で説明させていただきます。終わります。

○**生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君）** 2節⑧埋蔵文化財調査委託金で56万5,000円の増額ですが、鹿飼沼地区の発掘調査で県からの委託事業でございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長（高橋 貢君）** 20款2項1目①財政調整基金繰入金でございます。マイナスの1,011万5,000円の減額となっております。今回、財源調整のため戻入れをするものでございます。本補正予算可決後の

財政調整基金の残高につきましては4億8,351万6,000円となります。以上でございます。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 次の雑入⑳長寿社会づくりソフト事業交付金ですが、これは福祉課分とまちづくり推進班分がありまして、地域福祉計画等の作成事業分で60万円の減、まちづくり推進課のすこやかコミュニティモデル地区育成事業で62万4,000円の増となっております、差引き2万4,000円の増となるものです。終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 次の12ページ、13ページをお開きください。

㉔コミュニティ助成事業1,310万円の増額をお願いするものです。宝くじの収益金を財源とするもので、詳細につきましては歳出のコミュニティ事業経費において説明させていただきます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） ㉑後期高齢者健診手数料31万9,000円の増につきましては、後期高齢者の健診で、フレイル、いわゆる虚弱ですね、そのフレイル把握のため問診表を全国的に変更したことにより、システム改修分として後期高齢者医療広域連合から歳入となるものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 3節㉒学校臨時休業対策費補助金は、令和元年度の学校臨時休業対策費補助金で、令和2年3月2日から春期休業の開始日の前日までの間、購入した食材に係る経費について4分の3を上限として補助されるもので、当町においてはパン、米飯、赤魚、ウインナー、肉、ハム、ベーコンに係る食材費64万2,019円の4分の3、48万1,000円を補助金として計上するものです。令和元年度に係る経費ですが、申請様式等が5月中旬に示され、5月29日に交付決定となったことから今回の補正予算に過年度収入として計上しております。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 23款町債でございますが、先ほど第3表地方債補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。歳出に移ります。

○会計管理者兼会計課長（木村 敬君） 歳出に移ります。

1款議会費、2款1項1目一般管理費は人件費ですので、次の16、17ページをお開きください。

3目会計管理費、細目1会計事務経費でございます。11節㉓ファームバンキングシステム保守手数料2万7,000円の増でございます。1月補正においてお認めいただいておりますが、このバンキングシステムのソフト代が無料になる代わりに、保守手数料のみでシステム更新を行っております。

なお、令和2年度当初予算に時期的に反映できませんでしたので、今回年間保守手数料をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 2款1項4目、1管財一般経費62万円でございます。こちらは新下町浦の特別養護老人ホーム「ゆうらいふ」の脇にあります公有地につきまして、約5,800平米ほどなのですが、これまで隣接する涌谷町社会福祉協議会と売却につきまして協議してまいったところでございますが、今回購入できないという回答を得たことに伴いまして、新たに売却先を探すべく交渉に向けて土地境界や面積を確定するため、評価確定の作業を行うために計上するものでございます。

消耗品3万円につきましては、今後PR用看板を設置するための費用としております。

委託料59万円につきましては、ただいま申し上げましたように、土地境界や面積を確定するための作業賃金となっております。

続きまして、5目プレミアム商品券事業費3万2,000円の増でございます。こちらは専決予算の際にもお話しさせていただきましたが、昨年度発行させていただきましたプレミアム商品券の事業費補助金のうち3万2,000円の確定がありましたので、こちらのマイナスがありましたので、こちらを返還するために予算計上させていただくものでございます。

9目地域おこし協力隊事業費199万4,000円でございますが、これまで地域おこし協力隊の特別交付税の上限額が1人当たり400万円とされていたところでございますが、今回上限額が440万円に増額されたことに伴いまして、会計年度任用職員に伴います職員手当を増額するとともに、それに伴いまして退職手当組合の負担金をそれぞれ対応させていただくものでございます。併せて共済費負担金及び交付金等にそれぞれ増額をさせていただくものでございます。以上です。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） それでは、18ページ、19ページになります。

10目1コミュニティ事業経費、18の④補助交付金1,310万円の増をお願いするものです。歳入で説明させていただきましたとおり、宝くじの収益を財源とし、今年度は長根区自治会のコミュニティ活動で使用する備品購入に240万円及び3区自治会が所有する集会所の建て替えに1,070万円を補助しようとするものです。なお、補助率につきましては、備品購入が下限100万円、上限250万円、100%、集会所の建て替えが1,500万円上限の5分の3以内となります。終わります。

○税務課長（高橋由香子君） 細目1、賦課事務経費8節旅費、会計年度任用職員費用弁償2万円の増額につきましては、会計年度任用職員の交通費について補正するものです。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 20ページ、21ページをお開きください。

3項1目2戸籍住民台帳事務経費、18節負担金補助及び交付金835万3,000円の増額でございますが、歳入にも同額を計上しておりますが、個人番号カード関連事務を委任しております地方公共団体情報システム機構への負担金の増額をお願いするものでございます。個人番号カードは、発行開始から5年が経過し、個人番号カードに登載されている電子証明書の有効期限が5年のため、更新業務が始まっております。また、今後は健康保険証としての利用が予定されておりますことから、個人番号カードの発行枚数及び電子証明書の更新件数の増加が見込まれ、業務量が増加となるため、負担金の増額をお願いするものでございます。財源は減額国庫補助金になります。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 次の社会福祉事務経費、委託料になります。61万円の減額、地域福祉計画策定業務の委託料の契約差金を減額するものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 細目3国民健康保険対策経費27節繰出金、国民健康保険基盤安定繰出金1,070万6,000円の減額につきましては、歳入でもご説明いたしました国保税医療分の均等割額の軽減に伴い、国負担、県負担、町負担も合わせての減額補正とするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 次の在宅老人福祉経費になりますが、当初予算でお認めいただきました保健事業と介護予防の一体的実施事業の事務費50万円を役務費や使用料に振り分けするものでございます。

次のページをお開きください。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 細目5介護保険対策経費476万2,000円の増額につま

しては、4月の職員人事異動に伴う予算の組替えをそれぞれ事業項目ごとに調整を行うものでございます。介護保険職員給与費等繰出金328万8,000円の増額は管理部門に新規採用職員の配置、介護保険事務費繰出金98万1,000円の減額につきましては認定調査員の人件費、フルタイムからパートへのシフトによる減額のもの、介護保険介護予防日常生活支援総合事業費繰出金127万3,000円の減額、次の介護保険その他地域支援事業繰出金372万8,000円の増額は、保健師、社会福祉士、一般職員等も含め人件費組替えによる繰出金の増減となるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 次の障害者自立支援費①扶助費でございます。これは歳入でご説明いたしました放課後デイサービス利用者の増分の給付費になります。6名分11万円を見込んでおります。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2項1目3児童手当支給経費81万4,000円の増額につきましては、情報連携システム改修業務委託料で、児童手当支給に係るマイナンバーの情報連携のための住基システム改修経費でございます。財源に国庫補助金3分の2を充てるものです。7子育て支援経費6万円の増額につきましては、本年度の子ども・子育て会議委員謝礼で、2回6人分を見込んでおります。その他の委員は謝礼のかからない内部委員等となります。

本計上は当初予算への計上漏れによるものであり、以後注意いたします。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次のページ、24ページ、25ページになります。

4款1項4目、細目1疾病予防対策事業経費51万9,000円の増額ですが、10節需用費につきましては新型コロナウイルス感染症対策用の衛生材料消耗品として20万円、12節委託料につきましては歳入でご説明いたしました後期高齢者健診の問診表変更によるシステム改修業務委託料として31万9,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 5目1放射能汚染廃棄物対策経費12節委託料、土壤放射性物質濃度測定業務委託料132万円の増額ですが、今後農林業系汚染廃棄物の焼却処理を予定していることから、町内10か所でそれぞれ10回分の土壤の放射性セシウム濃度測定を委託するものでございます。終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 26ページ、27ページになります。

6款1項8目農村環境改善センター費13節使用料及び賃借料で2万7,000円の増額ですが、AEDのリース料で、現在は買取りで設置し、使用期限が8月となっているため、更新するものでございます。体育施設のAEDリース料も同様ですが、本来当初予算で見込んで計上すべきところでしたが、今回の補正となってしまう、申し訳ありませんでした。終わります。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 17目1水田農業構造改革対策事業経費3,936万7,000円の増額です。農業経営力向上支援事業補助金40万円の減額、担い手確保経営強化支援事業補助金3,692万円の増額、強い農業担い手づくり総合支援交付金284万7,000円の増額につきましては、歳入でご説明した補助金の内容となります。歳入と同額を計上したものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開を2時15分とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 7款商工費となります。28ページ、29ページをお開きください。

1項3目1観光振興対策経費、14の1工事請負費3万円の増をお願いするものです。宮城県では観光客誘致の一環といたしまして、株式会社ポケモン社と提携し、ラブラスの観光キャンペーンを行っているところです。昨年度中に沿岸部の市町にラブラスのマンホール蓋を設置しており、今年度、いまだ設置していない内陸部の市町村にポケモン社から寄贈があって、町内に1か所ですが、設置しようとするものです。これにつきましては、通常のマンホール蓋としても使用できますが、スマホアプリの「ポケモンGO」のスポットとなることから、人の滞留が起こる可能性もあり、安全を考慮して、くがね創庫前にマンホールをダミーとして設置しようとするものです。また、予算にはございませんが、業者がポケモン社とタイアップした飲料水の自動販売機を駅前付近に設置する予定で、併せて観光客の回遊を期待するものです。

次に、18、4、補助交付金中、長寿社会づくりソフト事業費補助金62万4,000円の増につきましては、歳入で説明させていただきましたとおり、宝くじの収益を財源として、新町振興会で行うかっぱ祭りに対しイベントの運営補助金として歳入と同額を補助しようとするものです。

なお、かっぱ祭りにつきましては、例年7月第4土曜日に開催しておりますが、今年度につきましてはコロナウイルスの感染蔓延拡大防止の観点から現在これを延期しての開催を模索しております。

招致イベント運営事業補助金75万円の減につきましては、5月に開催を予定しておりました「ももいろクローバーZ」のコンサートにつきまして、今年度の開催につきましては中止が決定しておりますことからこれを減額しようとするものです。終わります。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 8款土木費2項1目、細目2道路橋梁総務費で6万4,000円の増額になります。30ページ、31ページをお開き願います。

18節④補助交付金6万4,000円の増でございますが、歳入で説明いたしましたが、田尻川の除草業務として追加割当て分の委託金を涌谷町河川愛護会に補助し、活動経費に充当するものです。

細目1道路維持補修事業費で1,285万2,000円の増額ですが、昨年度まで公共施設維持補修業務を嘱託職員2名体制で実施してきましたが、当初予算で会計年度任用職員となり、1名の割当ての中で1名体制で維持補修等を行ってきましたが、道路等での作業があり、安全面を考慮し、7月から2名体制で実施することにしたことから、係る費用といたしまして1節報償費から8節旅費まで85万2,000円の増額をお願いするものです。

14節工事請負費で1,200万円の増額でございます。企画財政課長が4ページの地方債補正でご説明申し上げましたが、今年度創設されました緊急しゅんせつ推進事業によりまして、昨年の台風19号で被災しました河川の土砂の撤去を行う費用といたしまして、今年度は3河川分の1,200万円を増額しようとするものです。なお、事業は、今年度、令和2年度から6年度までの5か年で町内の12河川のしゅんせつを行う予定であります。

次の細目1 道路新設改良事業費で4,898万5,000円の減額でございます。

14節工事請負費では、歳入でもご説明申し上げましたが、社会資本整備総合交付金事業で予定しておりました道路改良事業分が減額内示となったことから、減額事業費相当分といたしまして4,915万円を減額するものでございます。

2節委託料12万円、16節公有財産購入費4万5,000円につきましては、桑木荒地内の町道交差点におきまして、これまで駐車場として利用している民有地の一部を車両が曲がる際ちょっと利用しておりました。境界立会いの際に申出がありまして、このたび所有者の了解が得られましたことから、その隅切り部分の分筆測量業務と道路用地購入費用として増額をお願いするものです。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、9款消防費でございます。

2目、細目1 非常備消防経費で54万4,000円の減額でございますが、主には町及び県主催の消防操法大会が今年般の新型コロナウイルスの影響で中止になったことによる減額でございます。

7節②記念品1万6,000円の増額につきましては、10節食糧費6万円の減額のうち出初め式賄い料2万1,000円について記念品と組替えを行うものでございます。

次の細目1 水防対策経費で29万9,000円の減額でございますが、5月に予定されておりました北上川下流及び江合川、鳴瀬川総合水防演習がこれも新型コロナウイルスの影響で来年度に延期となりましたことから、それぞれ減額いたそうとするものでございます。

次のページ、32、33ページをお開き願います。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 10款教育費でございます。2目、細目2、1節③非常勤職員報酬2万円、8節旅費①費用弁償1万8,000円、②普通旅費5,000円、合わせて4万3,000円については、特別支援連携協議会、特別支援コーディネーター連絡会に係るもので、いずれも今年に入ってから要綱や委員の選任がされたことから今回の補正で計上するもので、歳入で説明いたしました切れ目ない支援体制整備充実事業補助金、補助率3分の1、1万4,000円を充てるものです。

細目5 学力向上対策経費1万9,000円の減額は、歳入で説明いたしました学び支援コーディネーター等配置事業補助金の減額により組み替えたものとなります。

細目8 オリ・パラ事業経費13万3,000円は、歳入で説明いたしましたスポーツ庁の委託事業、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業で、来年開催へ延期となりましたが、2020年東京オリンピック競技大会を成功させるために、開催都市だけでなく全国展開するもので、3月に県から要請を受け、今回予算計上するものです。

34ページ、35ページをお開きください。

そのオリ・パラ事業経費では、7節報償費8万4,000円、10節需用費4万9,000円を計上させていただいております。事業内容といたしましては、元オリンピック選手を招いて講話や実技学習を計画しております。しかし、内容については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施内容を見直すことがあることをご承知願います。

細目9 感染症対策経費、10節②消耗品85万9,000円は、町長の提案理由にもございました小中学校の衛生用品、消毒液、ハンドソープ、使い捨て手袋等を購入するもので、およそ3か月分を見込んでおります。これは歳入で説明いたしました学校保健特別対策事業費補助金で17万2,000円を充てるものです。

以降については人件費となりますので割愛します。終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） それでは、38ページ、39ページをお開き願います。

5項3目文化財保護経費で105万2,000円の増額でございますが、3か年での策定予定で今年度が2年目となります文化財保存活用地域計画策定に係る経費で、協議会委員や文化財の基礎的情報を整理する等の会計年度任用職員に係る経費でございます。

細目5日本遺産事業経費で282万6,000円の増額ですが、構成文化財多言語対応案内板設置業務委託料でございます。東北観光復興対策交付金を活用しまして、事業名としましては日本遺産「みちのくGOLD浪漫」受入れ環境整備事業で、事業概要としましては、元年度で外国人観光客の誘客のため、多言語ウェブサイトを構築しておりますが、今年度は案内板等を11基整備し、さらなる観光客の周遊を促そうとするものとなっております。案内板の言語は、日本語のほか英語記載を予定してございます。設置場所については、案内板では黄金山産金遺跡、黄金山神社、篁峯寺などで、縦型では砂金採取民俗資料などを予定しております。

なお、涌谷町以外の2市2町でも同じ交付金を活用して同じ事業に取り組む予定となっております。

5目、細目1の発掘調査費で64万6,000円の増額でございますが、今年度は鹿飼沼地区の発掘調査の最終年度で、報告書の作成業務でしたが、昨年の台風19号で小里・表遺跡の調査ができなかったため、今年度の発掘調査となったため、賃借料などがございます。

続きまして、40ページ、41ページをお願いします。

6項3目体育施設費の13節使用料及び賃借料で5万3,000円の増額ですが、スタジアムと福祉センターのAEDのリース料でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく4ページ、第3表地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入ですが、一括質疑となります。

8ページ、16款国庫支出金から12ページ、22款諸収入までになりますが、質疑ございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 12、13ページの土木債、緊急しゅんせつ推進事業債についてお伺いしますが、この事業は今年度が最初の事業だと思いますけれども、この地方債は、ある程度国からの支援というか、補助なり交付税の手当てなりあると思うんですけれども、その内容はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 起債は充当率100%でございます。元利償還金に関する交付税措置は70%ということで、事業計画上は100%起債の中で事業対応していきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

歳出に入ります。歳出は項ごとになります。

14ページから15ページまで、1款議会費1項議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 14ページから19ページまで、2款総務費1項総務管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから19ページまで、2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから21ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから23ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから25ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから25ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。9番。

○9番（杉浦謙一君） 25ページの土壌放射物濃度測定でありますけれども、これまでの説明では11月に焼却するという話でして、しかしながら大崎市の市議会で全員協議会があって、来月の15日に焼却をするという報告が報道されておりますけれども、東部クリーンセンターではどのような、11月なのか、来月なのか、そういった日程の変更はあるのかお伺いいたします。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 大崎東部クリーンセンターにつきましては今のところ11月以降という予定となっております。大崎市につきましては中央クリーンセンターで焼却する予定です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 今、最終処分場の問題があって、報道によっては最終処分場の場所が決まっていないという報道もあって、来月、中央クリーンセンターも本来だったら11月という話は聞いていたんですけども、急遽7月15日という日程が来ておりますし、土壌汚染の関係で、今回のね、涌谷町の土壌汚染の関係では影響はないのか、早めにやらなきゃいけないものなのかお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 大崎市は7月15日から焼却開始しますので、涌谷町に影響があるかどうかは今回の土壌調査で調査いたします。

○議長（後藤洋一君） 最終処分場の11月の件は。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 最終処分場につきましては、三本木の大日向を予定しております。今、水利組合等との協議中でございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

26ページから27ページまで、6款農林水産業費1項農業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 27ページから29ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 28ページから29ページまで、8款土木費1項土木管理費、人件費のみです。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 28ページから31ページまで、2項道路橋梁費。7番。

○7番（伊藤雅一君） 土木費に関してご質問させていただきます。

昨年の台風で、私どもは山沿いに住んでいるわけですが、沢水からの散水で相当道路から、あと沢ですか、そういったところ大分、自宅の門口、そういったところが傷められて、私どもご案内をいただいて、町の土木課に報告をさせていただきました。いろいろと補修工事に取り組んでいただいておりますと理解をいたしております。補修状況について一つお聞かせをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 台風19号関係の災害復旧工事の状況でございますが、午前中、審議にございましたが、一部、ほとんどですが、明許繰越ということで今年度に繰越しをさせていただきながら事業をやっております。また、昨日の行政報告にございましたが、平沢線の道路災害復旧工事につきましても無事契約まで至っております、公共土木災害、補助災につきましてもは全て工事を発注済みでございます、現在復旧工事を行っているところでございます。

また、それ以外の単災、大体50万円前後の小規模な災害復旧でございますが、こちら一部不調等ございましたが、先週、単災分につきまして工事を発注、契約まで至りまして、今現在町内業者が中心となって復旧工事を行っているというところでございます。

その前段でありました応急復旧工事につきましても、終了分もございまして、また一部、今現在も行っているという状況でございます、当課で把握している分につきましては発注済みという状況でございます。工事は業者の段取り等もございまして、もう少し待っていただきたいなというところでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 最近になって「前に台風で大分被害を受けたから、おらいのも状況を見て、まずは伝えてける」ということで、お伺いさせていただいてお伝え申し上げてきたんですが、最近になって「おらいさ、はっぱり来ねど」という人と、「せんだって来てくれたたや」という人いろいろあるようですが、ひとつ、いまだにまだ「届けを出しても、さっぱり、どういうふうにしてくれんだかさっぱり連絡ない」と、こういう方もありますので、前に届け出したやつを再チェックでもしていただいて、取り落としのないようにひとつよろしくお願いをしたいと思います。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） もう一度、職員にも徹底しまして、確認させていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 7番議員の関連でもございますけれども、先ほど4番議員が歳入のところで質問したんですけれども、交付金措置されるしゅんせつ工事ですか、そういう交付金措置される上限が1,200万円ということ

で5年計画を組んだんでしょうか。どうして5年計画なのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 先ほど私の説明足らずで申し訳ございませんが、あくまでも事業費に対しまして全額起債が打てますよという回答になります。そのうち交付税措置が70%ということございまして、1,200万円の根拠につきましては、説明でも申し上げましたが、今年度3河川予定しております、3河川のしゅんせつする際の事業費として算出したのが1,200万円というところございました。

5か年でということですが、こちらにつきましても庁舎内でいろいろ協議した結果、事業の中なる5か年でしゅんせつ工事を行おうというところでの決定したところでございます。

箇所数につきましては、今年度3か所で、説明で申しましたが、12河川を予定しております。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） それでは、庁舎内で3か所に決定したということでございますけれども、結局5年計画だということは、5年は強い雨降らないという想定なんじゃないかな。現在、そういった沢とかそういったことで、私が直接見た感じでは強い雨降ったら家屋に被害が出る、もしかしたら人命にも被害が出るんじゃないかというような場所があります。そしてあと、町道のアスファルトの下が大きくえぐれているところもあります。それは交通事故のもとになるし、人災ということも考えられるんだけど、起債してできるのであれば5年と言わず2年でも3年でもやっていただかないと大変なことになると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 道路がえぐれている部分につきましては、道路の脇の水路ですね、そちらの部分につきましては、先ほども申し上げましたが、災害復旧というところで多分該当になっているかと思えます。今回行おうとする部分につきましてはあくまでも河川という形の水路の部分の土砂並びに一部は玉石等があるところの河川につきまして除去しようというものでございまして、担当レベルとしては町民のご要望等からいきますと一日も早くやりたいというのはございます。ただ、いろいろ事情等考慮しまして最終的に財政を含めた中で内部で検討した結果、5か年でということになったものでございます。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 財政を考えるのは当たり前のことなんだけれども、財政よりも大事なのはやはり人命とかそういったことだと思うので、その辺少し、どこにポイントを置くかという問題になってしまうと思うんだけど、ぜひその辺よく考え直していただいて、人命とか家屋なんかの被害及ぼさないように、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） しゅんせつの部分は1つの河川の中でやりますが、人家あるいは入り口等で土砂が堆積している部分につきましては、今後の災害も起こる可能性があるということで、一部、橋の部分の付け根の部分の前後の導水の部分、水が流れるような形での一時的には土砂の撤去をしながら、担当レベルとしては被害を及ぼさない範囲でできるだけことはやりながら、全部の土砂の撤去はその5年間のうちということ考えております。その順番につきましても、被害状況を勘案して、できるだけ、大きく及ぼす人家等のある部分からやっていくという形で考えていましたので、また一応今のところは5か年でござい

ますが、請残というか、事業が進捗する場合は予算の範囲内でできるだけ多くの箇所をやりながら、一日も早い土砂撤去をしまして、災害が起こらないような形でいきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほうをよろしく願いいたします。終わります。（「4番、関連」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） しゅんせつ工事、12河川ということですからけれども、涌谷町に河川と言われる、町が管理しなくちゃいけない河川と言われるのが何河川あって12河川に決まったのか、それをお伺いします。

それから、3か所で1,200万円という事業費なんですけれども、延長とかもあると思うんですが、それに比べるとちょっと額が少ないというような気もいたしますけれども、そのようなところはどのように算定したものなのか、そういう基準があるのか、その辺も伺っておきます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 河川数は、町で管理しているという河川につきましては45河川でございます。主に箕岳、加護坊から、源流というんですかね、そこから流れている河川という形です。一部は水路等装甲されている部分で、あれ河川かな、水路かなというところもあるかと思っておりますけれども、町として管理しているのは45河川になります。

そのうちの12河川でございまして、延長等につきましては、あくまでも、本来であれば現地調査測量等すればよかったんでしょうけれども、部分部分でおおよその数量を出しまして、総量という形で出して単価を単純に掛けたという状況でございまして、おおむねで今年度は200メートルほどの3河川、大体400立米ほどを見込んで、全部で1,200立米ほどを見込んでやるということでございます。ただ、場所場所によっては詳細測量すれば当然ボリューム等も変わってきますので、それは先ほど質問が出ましたが、できるだけ多くの河川をやって早期に事業を完工したいという考えもございまして、そういった形で、あくまでも予算上は概算でボリューム等を算出しております。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） この事業そのものが5年で終わるものなのか、それとも45あるうち、恐らく全部しゅんせつしないと、できると思うんですが、それは財政的なこともあるんでしょうけれども、やはり現地を見て、危険性の高いものからということになると思うんですけれども、その辺は5年間の12河川を実施し、その後も継続できるのか、その辺を確認したいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 今年新たに創設された事業でございまして、あくまでも詳しい要綱はないんですが、来ている限りでは事業年度につきましては令和2年度から令和6年度までの5か年となっております。その中で町としては対応していきたいと考えています。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） そうであれば、暫定的な申請というような考え方でいいんだと思うんですけれども、当然12河川から仮に倍になって30とかそういうことも可能なのかどうか、もしそういうことであれば、全体計画をもう一度見直して、計画変更するとかそういうことも可能じゃないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

- 議長（後藤洋一君） 建設課長。
- 建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 事業自体は毎年県に申請する形になりますので、見直し等もできるかと思います。担当課といたしましても、進捗状況によりまして見直し等をかけながら、検討調整しながら事業を進めてまいりたいと考えています。
- 議長（後藤洋一君） 30ページから33ページまで、9款消防費1項消防費。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤洋一君） 32ページから35ページまで、10款教育費1項教育総務費。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤洋一君） 34ページから35ページまで、2項小学校費、人件費のみ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤洋一君） 34ページから35ページまで、3項中学校費、人件費のみ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤洋一君） 34ページから37ページまで、4項幼稚園費、人件費のみ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤洋一君） 36ページから39ページまで、5項社会教育費。2番。
- 2番（涌澤義和君） 39ページの日本遺産事業経費で委託料として構成文化財多言語対応案内板とありますが、多言語って何か国語でしょうか、お伺いします。
- 議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 案内板の言語につきましては、日本語のほか英語を記載する予定でございます。なお、中国語、タイ語につきましては、QRコードで多言語サイトへ誘導を図るというものになってございます。
- 議長（後藤洋一君） 2番。
- 2番（涌澤義和君） 町の案内看板等には韓国語が入っていますが、韓国の私の友達から連絡あって、今回の文化財の案内看板には韓国語が入らないのかという新聞を見て連絡ありましたので、確認します。
- 議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 現状の計画では韓国語の記載の予定はございません。
- 議長（後藤洋一君） よろしいですか。2番。
- 2番（涌澤義和君） 今から入れるということはできないのでしょうか。
- 議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 観光庁にはこの内容で事業申請していますので、一応確認はさせていただきますと思います。
- 議長（後藤洋一君） 8番。
- 8番（久 勉君） 最初から入れてないで申請したということ自体がおかしいんじゃないですか。だってあそこは、昔、百済の敬福が国使となって来て、そして奈良の東大寺建立のときにその方が、涌谷だけでないですけども、近隣の金を集めて献上している、そういう歴史のある、そういういわくのある、いわくというんじゃない

ないですね、やはり韓国との交流によってできていった仕事だと思いますし、現にろまん館のところには在京の涌谷の方々望郷の碑というのを建てて、さらに総領事も必ず代わるたび涌谷に来て、総領事が韓国に帰るときには植樹をしていたり、そういった交流をずっと続けてきている韓国と町との関係を、それを何で入れないのかと、入れない理由が分からないことですし、やはり入れるべきでなかろうかなと思うんですが。

それと、これは常任委員会でもお話し申し上げた、前にもお話し申し上げているんですけども、町長、日本遺産に認定なるときは、申請はやはり文化庁に申請ですので、文化財保護班からの申請、ただ作りは、町として遺産をどうしていくか、あるいははっきりうたわれているのは、結局、交流人口を増やしましょう、定住人口が増えないんだったら交流人口を増やしましょうということで、その遺産を活用した交流人口の増加策を図るということは、文化財保護班というのは、ある文化財を例えば発掘であるとかその報告書であるとか、業務がやはりちょっと違うと思うんですよ。昨年もこれ申し上げたんですけども、高岡市に常任委員会でお邪魔したとき、高岡市は遺産を使ったまちづくりといいますか、そういったのは市長直轄の課を設けていまして、それからお祭りはお祭りで別に産業振興みたいなどころでお祭りを担当している、教育委員会の中では文化財保護は文化財保護の係がいる。大きな町ですからそういうことができるかもしれませんが、ただ町は小さくとも、仕事はその適材といいますか、保護班に観光のことまで仕事させるというのはちょっと違うんじゃないのかなと思いますので、その辺は今すぐどうこうということじゃないですけども、一応前回も申し上げていますので、内部でご検討されてはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） まず最初、生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 韓国語の件ですが、元年度で外国人観光客の誘客のため、多言語ウェブサイトを構築してございます。その際、韓国の方の観光客の利用者数が少ないといった上で、中国語、タイ語について元年度と同様に対応したものでございます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 質問者おっしゃるとおり、涌谷町から韓国語というと、私自身も何で2か国語なのかなと。というのは、韓国語というのは最初の段階でイメージされておりますので、当然それに中国語などを加えてやるのかなと思っています。といいますのも、私たちが1年間で消費するお金というのが大体120万円だそうです。それをこのような人口減少に悩む地方自治体にとっては、インバウンドというのは、今はコロナで大変ですけども、外国の方々に来て、しかも今こういう田舎でメジャーでないところが逆に新鮮だということで来ていただいています。そういった中で、そういった方々が十六、七万円ぐらいのお金を平均すると出しているということで、七、八人の方が来てもらって大体1人分、涌谷の人口が増えたというふうな、私自身そのようなイメージを持っておりますので、ましてや今、交流がちょっと途絶えておりますけれども、涌澤議員じゃございませんけれども、私なりに向こうに酒を酌み交わすような方がございますので、ちょっと意外だなということで、こういったようなことは、少なくとも私はこの全体の会長でもありますので、逐一報告して、しなくても当然そういう方向だろうなと思っていたので、ちょっとびっくりしたんですけども、もし修正が利くのであればこういったようなところにこそ金をかける、たしかコンテンツ事業でこういったようなことが発信できるとありましたので、そういうのがないと何の、ただやるためにやるということではなくて、積極的にこういう事業を利用して、涌谷の場合は特に韓国の方々に来ていただけるスポットでございますので、しっかり対応し

てもらいたいなど私自身思っておりますので、もし先ほどの質問の中でも続けるとありますけれども、修正が利くんなら利く、利かなくとも何とかの方法でそういう案内出すというのが、案内といいますか、なおさらこの地に愛着を持っていただけるような形にしていかなければ、せっかくの事業がおかしくなってしまうという感じもしますので、改めてこのことに関しては考え直させていただきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。8番。

○8番（久 勉君） 分かりました。ちょっとね、やはり残念なのは、担当者から町長、副町長への相談もなく、結局町長が今ここで分からなかったと、非常に寂しい返事をいただいたんですけども。

なお、修正が利くのであれば修正すると。ただ、修正ができなくとも、もしこのお金の中でできなくとも、単費を足してでも、できれば、せっかくこれまで築いてきた韓国との交流事業、担当課長はお客さんの数が韓国のが少なかったからということですけども、決してそうではなくて、そういったのを作ることによって、やはり涌谷は韓国を大切にしてくれているんだと、これは総領事館、それから民団の宮城県本部でも十分分かっていることですから、なおさらそういった方々の思いを、もしこれが来て、そういった方々が来て、総領事とかが来て、見て、ハンゲルの看板がなかったら、やはり物すごいショックだと思うんです、私は。今まで築いてきた涌谷と韓国との関係に水を差すようなことはやめていただきたいと思っておりますので、町長、ぜひこれは考えていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 38ページから41ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第46号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は3時10分とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

農林振興課長から発言の訂正の申入れがありますので、許可します。農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 申し訳ございません。先ほど一般会計補正の中で

放射性汚染廃棄物対策経費の答弁の中で、東部クリーンセンターで11月以降から焼却すると私答弁いたしました  
ましたが、実際は東部クリーンセンターでも大崎市の廃棄物を焼却しますので、7月15日から焼却することになり  
ます。訂正しておわび申し上げます。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第30、議案第47号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ760万8,000円を増額し、総額を19億6,086万1,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、台風19号の被害に遭った被保険者に対する一部負担金の免除に係る予算措置及び新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業として実施いたします国民健康保険税軽減事業と傷病手当金支給事業に要する予算について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願います。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第47号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。税務課長説明とさせていただきます。

○税務課長（高橋由香子君） 1款国民健康保険税1節医療給付分、現年課税分2,057万1,000円の減額ですが、さきの条例改正でお認めいただいた新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、町独自に国民健康保険税の医療費給付分の税額の軽減を実施することにより、特別徴収分283万9,000円、普通徴収分1,773万2,000円をそれぞれ減額するものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） その均等割軽減に伴いまして保険基盤安定負担金の繰入れ制度にも影響がありまして、1款飛びます、6款から説明します。

6款1項1目1節保険基盤安定繰入金についても1,070万6,000円の減額となるものでございます。税金並びに保険税並びに保険基盤安定繰入金、それらの影響額を補填する財源として、2項1目財政調整基金繰入金3,078万5,000円の増額を行い、対応するものでございます。補正予算後の基金残高につきましては5億4,996万5,000円となるものでございます。

4款に戻ります。

4款2項1目2節特別交付金810万円の増額につきましては、台風19号による一部負担金の免除が令和2年9月末まで国における財政支援が延長されたことにより660万円の増額を、また議案第43号でお認めいただきました傷病手当金として3件、1件を50万円と見込み、3件150万円の増額を措置するものでございます。

歳出でございます。8ページ、9ページをお願いします。

2款1項3目、細目1一般被保険者療養費660万円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしました台風19号に係る一部負担金の免除分を増額するものでございます。4項高額療養諸費につきましては、今後の見込みとして1目一般被保険者高額療養費と3目一般被保険者の高額介護合算療養費について19万1,000円のそれぞれの組替えをお願いするものでございます。7項傷病手当諸費1目傷病手当金につきましては、先ほど歳入でご説明しました3件分、1件50万円の3件分の150万円の措置をお願いするものでございます。

6款保健事業費につきましては、4月の人事異動による人件費の調整といたしまして49万2,000円の減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第31、議案第48号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ476万2,000円を増額し、総額を18億3,470万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動及び地域支援事業における人件費の支出科目の集約によるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（後藤洋一君） これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第32、議発第3号 東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案1ページをお開きください。朗読いたします。

議発第3号

東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和2年6月18日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会議員 後藤洋一 殿

別紙

東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年が経過し、全国で4万人以上が避難を余儀なくされており、い

まだに収束のめどが立たず、事故原因も解明されていない。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地元新潟県は、「三つの検証」（①福島第一原発の事故原因、②健康と生活に及ぼす影響、③安全な避難方法）を独自に実施し、この検証終了まで再稼働させない意向を示している。

また、日本原子力発電株式会社・東海第二原子力発電所に関しては2018年3月、実質的な地元同意となる「事前了承権」を従来の東海村に加えて30km圏の5市にも拡大し、計6市村の首長は同年11月、「一自治体でも了承しなければ再稼働に進まない」との認識で一致している。

涌谷町は女川原子力発電所から緊急防護措置区域（UPZ）である30km圏内に位置しており、事故発生時には地域に甚大な被害を及ぼすことが考えられる。

日本訪問を終えたローマ教皇フランシスコは「原子力発電が完全に安全になるまで、私は核エネルギーを使いたくない。災害が起こらない十分な保証はない」、「核エネルギーの使用は（安全性に）限界がある」と原子力発電の利用に反対したとロイター通信が報じている。

原子力規制委員会は原発の新規制基準に適合していると認めたが、核エネルギー利用の技術は未完成であり危険なものと言わざるを得ない。原子炉には莫大な放射性物質が存在しており、完全に閉じ込めておく技術はない。

また、避難計画も現実的には不完全なものであり、原子力災害には対応できない。

したがって、涌谷町議会は、下記の事項を実施するよう求める。

#### 記

- 1 町民、県民、国民の命と安全安心な生活・故郷を守るために、確実な安全保証なしに、東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

環境大臣 殿

宮城県知事 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（久 勉君） 意見書に書いてあるとおりなのですが、日本という国は世界で唯一の被爆国であります。長崎、広島の悲惨な状況は国民皆周知のことです。また、福島事故では日常生活を著しく破壊され、いまだふるさとを離れ、生活しなければならない方々がいるということは、他人事とはいえ、まことに胸が締めつけられる思いがいたします。

そこに書いてあるとおり、ローマ教皇フランシスコの言葉ですが、やはりそのとおりだと思います。現在の科

学の力では制御できない核の廃棄物、処理できないのが現状であります。使用済み核燃料をイギリスと日本はフランスに送ってそこでプルトニウムにしておりますが、このプルトニウムも燃やすと発電しながらなおプルトニウムが増え続けるということで、夢のエネルギーと言われ、日本でも高速増殖炉もんじゅ、これは結局はうまくいかなくて、現在は中止したままになっております。ただ、その中止にも経費は1日5,000万円から6,000万円というお金がかかると言われております。フランス、アメリカでも高速増殖炉の開発は中止しております。福島の汚染水もそのとおりであり、増え続けて、解決の糸口すら見えないままであります。

今日の河北新報には、この意見書の中にもありますとおり、避難のことが新聞に載っていますが、受入れ先の対応が、受入れ先でどのように対応したらよいか、場所は決めたんですけれども、避難所は決めたんですけれども、そこに職員をどう配置するかということまで全然先が見えないということで記事が載っていました。

このようなことから、そこに書いてありますとおり、命と安心安全な生活、ふるさとを守るために、やはり再稼働を行わないことを求めるようにいたします。それで意見書を提出することにいたします。以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、議発第3号 東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



### ◎議員の派遣について

○議長（後藤洋一君） 日程第33、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 朗読いたします。

#### 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

令和2年6月18日

記

1. 件名、町村議会議員研修会。目的、町村議会議員の資質向上のための研修会。派遣場所、加美町中新田文化会館「バッハホール」。期日、令和2年8月5日水曜日。派遣議員、全議員。

以上です。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。



◎休会の宣言

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会議定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日6月19日から12月28日まで193日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月19日から12月28日までの193日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時31分